

令和 7 年度事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 海 原 会

令和 7 年度事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日
至 令和 8 年 3 月 31 日

公益財団法人海原会は、戦没された予科練同窓生各位の御霊に対して、深甚なる敬意を捧げその安らかならんことを願うとともに、その歴史的事実を正しく後世に伝承するための慰霊顕彰事業を通じて、かつて日本国民が味わった惨禍を再び繰り返すことのないように、全世界の平和とわが国の繁栄及び国民の幸福に寄与することを基本理念として昭和 53 年に設立されて以来、今日まで 47 年に亘って活動してまいりました。

本年度は「海原会の将来方向」「海原会第 I 期中期計画（2023 年度～2027 年度）」の 3 年目の年度であります。体制整備的には大きな変化は計画されていないので、例年通り海原会の基盤固めの 1 年としたいと考えております。

I 慰霊・顕彰事業

1 慰霊事業

慰霊事業の中心となる事業は、雄翔園で開催する予科練戦没者慰霊祭であり、当法人の最も重要な事業であります。本年度は、終戦 80 周年目の節目を迎える年であり、第 58 回目の予科練戦没者慰霊祭も、昨年度に引き続き、それにふさわしい内容の慰霊祭を行います。慰霊祭は、全国からご遺族及び予科練同窓の参列をいただき 5 月 25 日（日）に開催予定です。

「予科練戦没者慰霊祭」以外にも、全国各地で行われる慰霊祭等に、可能な限り海原会役員等を出席させ、あるいは玉串を奉納して会の目的である予科練出身戦没者の慰霊に寄与いたします。

その主要なものは以下に記述するとおりです

(1) 第 58 回予科練戦没者慰霊祭

ア 慰霊式典

- (ア) 日 時 : 令和 7 年 5 月 25 日(日) 午前 11 時から
(イ) 場 所 : 陸上自衛隊武器学校内「雄翔園」
(ウ) 内 容
第 58 回予科練戦没者慰霊式典

(エ) 参加者

- a (公財) 海原会 役員等全員
- b ご遺族代表 乙飛 9 期生 萩谷幾久男 様 甥 萩谷元男 様
- c 陸上自衛隊武器学校長他主要幹部自衛官
- d 海上自衛隊下総教育航空集団司令官他近隣自衛隊代表
- e 阿見町町長、阿見町町議会議長、教育長、予科練平和記念館長
- f 茨城県議会議員の一部及び土浦市長・笠間市長
- g ご遺族及び予科練同窓生

(オ) 協 力

- 陸上自衛隊武器学校 : 慰霊祭会場の設営及び備品の提供
勤務員の派遣
- 甲飛喇叭隊 : 会場案内勤務員の派遣
- 予科練平和記念館 : (1) 同館駐車場の利用
(2) 予科練平和記念館の無料開放
- 阿見町観光ガイド 勤務員の派遣

(カ) 後援

阿見町及び阿見町教育委員会

イ 予科練戦没者を偲ぶ集い

(ア) 日時 令和 7 年 5 月 2 4 日 (土) 午後 6 時～

(イ) 場所 L ‘A U B E *Kasumigaura*

(ウ) 招待予定者

予科練生存同窓生、戦没予科練遺族、陸上自衛隊武器学校主要幹部
阿見町長 他

ウ 小さな展示室の開催

(ア) 期間 令和 7 年 5 月 8 日 (木) ～ 6 月 2 9 日 (日)

(イ) 場所 雄翔館

(ウ) 内容 「雲がながるる果てに」

(2) 各地区戦没者慰霊祭への参加

日本各地で開催される慰霊祭に役員等を派遣し慰霊の誠を捧げる。

ア 鹿屋航空基地特攻隊戦没者追悼式

令和 7 年 4 月 於：鹿屋市

イ 宮崎特攻基地慰霊祭 令和 7 年 4 月 6 日 於：宮崎特攻基地慰霊碑

ウ 三重海軍航空隊慰霊祭 令和 7 年 5 月 於：香良洲神社

エ 筑波海軍航空隊慰霊の集い

令和7年5月24日 於：県立こころの医療センター

オ 静岡襲日米合同慰霊祭 令和7年 6月（未定）於：静岡市浅間神社

カ 大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭

令和7年 7月 於：靖国神社

キ 全国戦没者追悼式 令和7年 8月15日 於：日本武道館

ク 戦没学徒慰霊祭 令和7年 8月 於：広島護国神社

ケ 特攻平和観音年次法要 令和7年 9月23日 於：世田谷観音寺境内

コ 串良基地戦没者慰霊祭 令和7年10月11日 於：串良平和公園

サ 回天烈士並びに回天搭乗戦没潜水艦乗員追悼式

令和7年11月 9日 於：大津島

シ ハワイ日米合同慰霊祭 令和7年12月（未定）於：ハワイ ホノルル

ス 特攻隊全戦没者慰霊祭 令和8年 3月 於：靖国神社

（3）慰霊環境の整備

ア 雄翔園池水質浄化装置（商品名：グラナ）の定期整備

雄翔園及び園内池の浄化装置（商品名：グラナ）の定期分解整備作業を実施する。この為に、（株）UTK社の技術支援を受ける。

（ア）時期 令和7年3月下旬～4月上旬

（イ）場所 雄翔園

（ウ）定期整備（株）UTK社の技術者2名の支援を受けて、広報班で実施

イ 雄翔園・雄翔館整備用資材等の提供

武器学校（広報援護班）が雄翔園及び雄翔館を整備するために必要とする資器材等の提供を行う。

ウ 海原会パンフレットの更新

雄翔館で配付しているパンフレットが作成以来8年を経過して内容が陳腐化したことに伴い、新規に見直しを実施する。

エ 雄翔館内放送設備の更新

経年劣化により使用不能となっている雄翔館内の放送設備を更新する。

（4）関連する地元慰霊団体との連携の強化

阿見町における海原会の認知度の向上に努め、会員の増勢を図るために阿見町及び周辺で活動する関連諸団体との連携を引き続き強化します。

ア 関連諸団体等

・阿見町予科練平和記念館

- ・阿見町観光ガイド
- ・陸上自衛隊武器学校広報援護班、関東補給処広報班
- ・つくば海軍航空隊記念館

イ 3者連絡会の開催と充実

阿見町観光ガイド、阿見町予科練平和記念館、海原会の3団体で、地元における慰霊顕彰活動を具体的に行うための施策等について意見交換を行うもので、月1回の連絡会を開催します。

令和7年度は、昨年度に引き続き3団体共催の事業として「予科練関連施設及び武器学校見学ツアー」を実施する。

(ア) 時期 令和7年10月

(イ) 場所 雄翔園(館)・予科練平和記念館・武器学校

2 顕彰事業

雄翔園・雄翔館を始めとする慰霊・顕彰事業基盤整備を、陸上自衛隊武器学校のご指導をいただきながら推進いたします。

(1) 遺書・遺品・実戦記録等の整備事業

戦後79年が過ぎ、戦没予科練生のご遺族も世代が親兄弟から、子や孫の世代に移り、家族の形態や居住環境の大きな変化に伴い、各ご遺族が保管していた遺書や遺品等もその維持管理が困難になるケースが多くなりつつあります。

一方、これら貴重な一次資料を保管する記念館等施設の保管能力も限界に近づきつつありますが、海原会では可能な限り収集に努めます。

このために、引き続き予科練戦没者の遺書・遺品・実戦記録を収集するとともに、予科練生存者・遺族及び海軍出身者などの体験談等を収集して、予科練の史実を次の世代へ正しく伝承するための基盤の確立に努力するとともに、それらの資料を雄翔館に展示することにより戦没同窓生の偉勲の顕彰に努めます。特に本年度は、海原会で所蔵する遺品遺書その他の資料等の現況調査を行い、保有リストの見直しを行います。

ア 予科練戦没者の遺書・遺品の収集および戦没者紹介パネル等の作成

(ア) 機関誌及びホームページに収集要領を掲載し、年間を通して資料を収集します。

(イ) 収集した情報に基づき戦没者紹介パネルの作成を行います。

イ 収集した遺書・遺品等の整理保管及び劣化防止のための施策を講じます。

予科練平和記念館が行う資料等の燻蒸作業に合わせて燻蒸を行います。

ウ 体験談等の録画及び公開

実戦や予科練での訓練・生活の様子について体験談を映像で収集整理するとともに、雄翔館内にモニターディスプレイを設置して海原会活動の広報の充実を図ります。

(ア) 予科練同窓生の証言記録の収集

(イ) モニターディスプレイの設置及び運用

雄翔館内に設置した、モニターディスプレイを活用して慰霊祭やご遺族あるいは同窓生の証言記録を放映し、海原会の活動状況を積極的に広報します。

(ウ) 遺書の朗読動画の作成と公開

海原会保有の遺書・遺稿等を朗読する動画を製作し部内外に公開します。

エ 海原会所蔵庫の整理

海原会所蔵庫内の整理を行い、所蔵品の在庫調査と所蔵品データベースの更新を行います。

(ア) 定期在庫調査の実施 雄翔館内展示遺品等の調査と同時実施

(イ) 所蔵庫内の清掃

(ウ) 慰霊祭用備品類の整備

オ 小さな展示室の運営

常設展示ができない遺品・遺書などを展示して海原会保有の資料等の一般公開を促進します。

カ 遺書・遺影・遺品等のデータベースの作成

部外協力者の支援を得て、海原会が所蔵する遺書・遺影等のデータベースを作成する。

(2) 遺族・生存予科練同窓生調査事業

様々な手段により戦没予科練生のご遺族及び生存予科練生の調査を行い、ご遺族及び生存同窓生訪問を行い、証言記録を作成保存するとともに、ご遺族等の同意を得たものについて機関紙及びホームページ上に公開します。

(3) 阿見町予科練平和記念館への協力

ア 阿見町予科練平和記念館運営協議会委員として、適任の理事1名を参加させてその運営に対して意見を述べ、同館と雄翔館の同地域における共存共栄の基盤を確立します。

イ 児童向けパンフレットの増刷

児童向けパンフレットを雄翔館及び予科練平和記念館に配置し児童への史実の伝承に努めます。

ウ 講演会等における海原会の紹介事業の推進

昨年度に引き続き、予科練平和記念館で開催される講演会などに連携して、海原会の広報活動を行います。

(4) 海上自衛隊への協力

予科練の教育制度を継承する海上自衛隊航空学生が行う、雄翔園・雄翔館における現地研修等を支援します。

ア 第77期航空学生入隊式への出席

(ア) 日時 令和7年4月(未定)

(イ) 場所 海上自衛隊小月航空基地

(ウ) 理事長が出席

イ 航空学生等の雄翔館見学支援

航空学生及び第3術科学校の学生等の雄翔館研修の支援を実施します。

(5) 「公益財団法人海原会中期計画(令和5年度版)」7年度計画の実施

ア 目的

平成4年度末に策定した「公益財団法人海原会の将来体制の検討」及び「公益財団法人海原会中期計画」に基づき、その3年目の事業を推進し、会員等の高齢化が進む海原会の体制改革を促進します。

イ 主務者 星指副理事長

ウ 体制改革対象期間 令和5年～令和9年の5年間

エ 報告時期 令和7年6月(令和7年度評議員会)

(6) 「遺稿集」の発行

戦没予科練生の遺書・遺稿などを集約した「遺稿集」をリニューアルして再度発行します。

II 定期刊行物発行事業

機関誌「予科練」は、会員・遺族及び関係諸団体の皆さんから強い関心と高い評価を得ておりますが、令和7年度は更に掲載内容の充実を図り法人の健全なる運営に資するように努力してまいります。

このため、編集にあたっては、全国各会の活動状況の紹介や、予科練同窓の戦争体験談等の、従来の内容に加えて、今年度も生存同窓やご遺族の皆様あるいは海原会の会員皆様から投稿していただき、これまで以上にご遺族の皆様・会員の皆様に喜

ばれるような内容の充実に力を入れてまいりたいと思います。

また、同誌に投稿をしていただいた方に記事が掲載された機関誌を贈呈することにより、会員以外の購読者の発掘にもチャレンジしたいと考えております。

特に本年度は、昨年度に実施した新機関誌の検討結果に基づき新規格の機関誌の発行を行います。

1 編集委員会

ZOOM 会議システムを活用した効率的な編集会議を実施します。

(3・4月号)：1月、(5・6月号)：3月、(7・8月号)：5月、
(9・10月号)：7月、(11・12月号)：9月、(1・2月号)：11月

2 機関誌発行

(3・4月号)：3月1日、(5・6月号)：5月1日、(7・8月号)：7月1日、
(9・10月号)：9月1日、(11・12月号)：11月1日、(1・2月号)：1月1日

3 編集委員の募集

機関誌編集委員会の見直しを行います。

昨年度に引き続き編集委員会の活性化を図るために、編集委員を広く募集します。

4 新機関誌の発行

昨年度行った新機関誌の検討結果に基づき新機関誌の発行を促進する。

5 機関誌「予科練」及び「雄飛」総目次の作成

海原会発行の機関誌「予科練」及び予科練雄飛会本部発行の機関誌「雄飛」の有効活用を図るために、昨年度に引き続き同機関誌の総目次を作成する。

Ⅲ 青少年育成支援事業

1 青少年育成支援助成

(1) 令和7年度も昨年度に引き続き、青少年育成のための助成を実施します。

助成対象については、会員から候補団体などの情報を収集して、理事会に図った上で決定し予算の範囲内で支援を行うように努めます。

(2) 助成の公平性を確保するために、助成対象基準希望調査をおこないます。

2 ネットワーク海原会の活動

海原会ホームページ及びX(旧 Twitter)を活用して、海原会の広報を促進します。

- ア ホームページ及びX 投稿担当者の増員
- イ 令和7年度投稿計画書の作成
- ウ 投稿計画書に基づく適宜の投稿
- エ フォロワー及びPV数の定期的報告

- 3 雄翔館及び雄翔園案内ボランティア高校生の育成支援
阿見町観光ガイドが行う、ボランティア高校生の育成を支援する。

IV 庶務事項

1 理事会

隔月1回の定例理事会を海原会事務局会議室において、実施します。

令和7年4月19日・6月21日・8月16日・10月11日・12月20日
令和8年2月21日

2 評議委員会

令和7年度評議委員会を令和7年6月21日(土)に実施します。

- (1) 令和6年度事業報告(令和6年度収支決算審議を含む。)
- (2) 令和7年度事業計画報告(令和7年度収支予算書報告を含む。)
- (3) 令和7年度役員改選
- (4) 海原会定款等改正

3 会計監査

令和6年度の収支決算報告書に基づき、会計監査を行い海原会の経費使用状況の健全性を監査します。

- (1) 時 期 令和7年4月19日(土) 10時00分
- (2) 場 所 海原会事務局 会議室
- (3) 参加者
 - ア 経理担当副理事長、事務局長
 - イ 監事(1名)
 - ウ 経費担当事務局員

4 税額控除制度適用のための業務を開始する。

昨年度に認定された税額控除制度適用に伴い、関連の業務を令和7年1月1日より開始する。